

小金井市公民館

利用の手引き

公民館とは

公民館は、社会教育法（以下「法」という。）第20条に規定された公共施設で、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、生活文化の振興並びに社会福祉の増進に寄与することを目的としています。

令和8年6月
小金井市公民館

目次

1	はじめに	1
2	公民館使用団体登録について	1
3	公民館各部屋の予約について	3
4	公民館施設の目的外利用について	5
5	公民館施設使用料について	6
6	公民館使用登録団体の使用料減額免除等について	8
7	施設使用料の支払い方法について	10
8	公民館各部屋使用のルール及び注意事項について	10
9	公民館ロビーの利用について	12
10	印刷機の利用について	12
11	公民館の公衆無線LANについて	13
12	公民館緑分館テニスコートについて	14
13	公民館緑分館野外調理場について	14
14	公民館緑分館への宿泊について	16
15	その他の設備等について	16
16	公民館と集会施設の違いについて	17
17	小金井市公民館施設の概要について	17
18	公民館使用団体登録及び更新セルフチェック	20

1 はじめに

市公民館では、法第20条の趣旨に基づき、市民の実際の生活に則した様々な学びの事業を実施し、市民の教養の向上、健康の増進などを図り、地域課題の解決につなげるとともに、市民の生活がより豊かなものとなるよう日々努めています。また同時に、法第22条の定めにより、市民が自由に集会その他の公共的な活動を行えるよう、公民館の各部屋の貸出しを行っています。

市が実施する各種講座等の学びの事業は、子どもから高齢者、障がいのある方、外国人の方など、市民の誰もが自由に御参加いただけるよう、企画実行委員の皆さんと協力して魅力ある企画を検討し、運営・実施しています。

一方で、各部屋の貸出しについては、公民館が市民の皆様の税金により維持管理・運営されている公共施設であることも踏まえ、税負担の公平性確保の観点等から、一定のルールを定め運用しています。

小金井市公民館利用の手引きは、市民の皆さんが公民館の各部屋を使用して、人生をより豊かにするような活動ができるよう、利用する際のルール等について分かりやすく解説し、市民の皆さんが同じ認識の下、公民館を気持ち良く、かつ、有効に利用いただくことを目指すものです。

2 公民館使用団体登録について

公民館の各部屋は、社会教育に係る公共的な活動を行うための場であることから、市民の皆さんが借りて使用する場合も、原則として社会教育に係る事業・活動等を目的としていただく必要があります。このため、公民館の各部屋を使用いただく際は、事前に社会教育に係る活動等を行う団体（公民館使用団体）として登録いただく必要があります（臨時的な使用（P4）の例外あり）。

登録については「小金井市公民館使用団体登録要綱（以下「登録要綱」という。）」に基づき申請いただき、登録時に提出された名簿に記載された方が使用できます。

なお、既に登録されている内容に変更が生じた場合は、速やかに窓口で変更手続きを行ってください。

【団体の登録要件】

- ★ 登録できる団体は社会教育に係る活動を行うことを目的とした団体に限りません。

- ★ 団体は5人以上で構成される必要があります。ただし、緑分館テニスコートは4人以上、貫井北分館スタジオは3人以上で可能です。
- ★ 団体の構成員として親族（6親等以内の血族、配偶者、3親等以内の姻族）はカウントできません。（※巻末資料参照）
- ★ 団体の構成員は半数以上が市内在住、在勤又は在学（以下「市内在住者等」という。）である必要があります。

【団体代表者及び連絡者】

- ★ 団体には団体代表者並びに連絡者を置きます。
- ★ 団体代表者は市内在住者等に限り、連絡者が市内在住者の場合は、この限りではありません。
- ★ 団体代表者は、市内在住者であれば連絡者を兼ねることができます。在勤、在学者の場合は、証明資料を確認させていただきます。
- ★ 団体代表者は、同種の活動を行う他の団体代表者になることはできません。
- ★ 団体代表者の親族は、連絡者になることはできません。
- ★ 公民館使用の際は、団体代表者又は連絡者が出席する必要があります。事情により出席できない場合は、事前に公民館に申し出てください。

【団体の講師】

- ★ 団体には講師を置くことができますが、講師自ら参加者を募って団体を立ち上げたり、団体の代表者又は連絡者にはなれません。

【重複登録の禁止】

- ★ 構成員がほぼ同一の団体が、同種の活動、同一目的で複数の団体を登録することはできません。代表者や連絡者が異なる場合であっても、活動内容から同一と判断する場合があります。

【15歳以下（中学生以下）の者で構成する団体の登録】

- ★ 15歳以下（中学生以下）の者で構成する団体は、構成員とは別に1人以上の成人の連絡者（監督責任者）を登録いただきます。なお、構成員が全て小学生以下の者の団体登録はできません。

【公民館使用団体の登録・更新等の申請】

- ★ 申請受付は平日午前9時から午後5時までです。公民館各館の窓口で申請可能です。
- ★ 上記以外の時間は、申請書類の受取りは行いますが、申請日は翌平日扱いとなります。不備がある場合、公民館より連絡を行い、不備が修正された後受領となりますので御承知おきください。
- ★ 申請ができるのは、団体の代表者又は連絡者のみです。

【公民館使用団体の登録・更新等に必要な書類等】

- ★ 公民館使用団体の登録、更新等に必要な書類は次のとおりです。
 - 「小金井市公共施設予約システム 申請書発行受付票」
 - 「団体構成員名簿及び確認資料」
 - 「公民館使用登録団体（新規・更新）申請チェックリスト」
 - 申請者の本人確認資料
 - 団体登録変更申請書（変更が生じる場合）
- ★ 団体構成員名簿は原則、実際に公民館を使用する団体構成員全員を記載します。団体で作成している名簿でも要件を満たしていれば代えることができます。
- ★ 団体構成員が50人以上の場合又は町会・自治会等の場合、登録要綱第2条第3号に準じていることが確認できる資料等（会の組織図・名簿等）を提示いただき、団体役員など市内在住者等5人以上記載の名簿を提出することで構成員全員の名簿の提出を省略できます。

3 公民館各部屋の予約について

各部屋の使用に係る予約は、他団体の使用等にも十分配慮し、真に必要な時間に、必要な部屋を申し込んでください。

なお、東町集会所（東センター内）は、公民館東分館で管理を行っており、予約方法は公民館と同一です。

【公共施設予約システムによる通常使用の予約】

- ★ 抽選予約
公民館の各部屋の使用を希望する団体は、使用希望日の属する月の3か月前の20日から翌月5日までの間に、抽選予約してください。抽選結果は2か月

前の月の10日に通知されます。

★ 随時予約

2か月前の月の11日の午前9時以降から、空いている部屋は先着で予約申込が可能です。

【臨時的な使用の予約】

- ★ 公民館使用登録団体ではない団体（使用者が市内在住者等に限る。）が、法第20条の目的に沿った内容で各部屋を使用する場合、使用希望日の属する月の1か月前の月の11日以降であれば、公民館各館窓口（平日午前9時から午後5時まで）で予約を申し込むことができます。その際は、使用する構成員全員の名簿を提出する必要があります。また、15歳以下（中学生以下）の者のみで構成する団体が使用する場合は、使用者とは別に成人の者（監督責任者）が立ち会わなければなりません。

【使用の制限】

公民館の各部屋は、できるだけ多くの団体の使用を可能とするために制限を設けています。

- ★ 1か月の使用は、5回又は20時間を限度とします。
- ★ 当日に公民館の各部屋に空きがある場合に限り、限度を超えた場合であっても、電話又は各窓口にて使用申込みを受け付けます。なお、使用制限に達していない状態で当日申込みをされた場合は、使用制限カウントに反映します。

【使用のキャンセル】

- ★ 使用をキャンセルする場合は、原則として使用の前日までに公共施設予約システムにて行ってください。
- ★ やむを得ず使用当日にキャンセルする場合は、予約時間の1時間前までに公民館各館に直接連絡してください。
- ★ 予約開始時間前までのキャンセルはキャンセル料をいただきませんが、予約開始時間を過ぎた場合は使用していなくても使用したものとみなし、後日、使用料をお支払いいただきます。

確実に利用を予定している日程でのお申込みをお願いします。度重なるキャンセルや変更、直前キャンセル、無断キャンセル等を行う団体が散見される場合は、利用方法等の見直しを検討することがありますので、御協力ください。

【15歳以下（中学生以下）の者のみで各部屋を使用する場合】

- ★ 15歳以下（中学生以下）の者のみで各部屋を使用する場合は、使用の都度、連絡者（監督責任者）直筆の承諾書を提出いただきます。なお、団体に小学生以下の児童が含まれる場合は、児童保護者の直筆の承諾書も提出してください。
- ★ 小学生以下の児童のみで各部屋を使用する場合は、必ず連絡者（監督責任者）が同席するとともに、行き帰りの安全を保護者が確保するなどの措置を採ってください。
- ★ 午後6時以降は、15歳以下の者のみでの各部屋の使用はできません。必ず連絡者又は保護者が同席してください。また、児童については、行き帰りの安全を保護者が確保するなどの措置を採ってください。

4 公民館施設の目的外使用について

これまで述べてきたとおり、公民館は法に規定された社会教育施設であることから、公民館の各部屋の使用については原則として小金井市公民館条例及び施行規則に定める目的に合致した使用について認めています。

しかし、限られた公共施設の更なる有効活用の観点から、公民館本来の使用を妨げない限りにおいて、一定の目的外使用について特別に認めています。

【目的外使用が認められない場合】

- ★ もっぱら営利又は宣伝のための使用
- ★ 政党・政治団体等による、政党の利害に繋がる活動での使用
- ★ 宗教団体等による布教、勧誘活動等を目的とした使用
- ★ 個人的な娯楽や不適切な用途（個人的なパーティー目的等）での使用
- ★ 公序良俗に反するような活動での使用
- ★ その他教育委員会が不相当と認めた場合

【目的外使用が認められる場合】 ※事前団体登録不要

- ★ 民間事業者等が総会等の会議での使用
 - ★ 学校・クラス等による懇親会・クリスマス会及び年間行事等での使用
 - ★ 特定の団体の利益につながらない各種説明会等での使用
 - ★ その他教育委員会が特別に認めた場合
- ※ 各部屋の予約方法については【臨時的な使用の予約（P4）】と同じ

※ 営利等の解釈については「8 公民館各部屋使用のルール・注意事項について」を御参照ください。

5 公民館施設使用料について

公民館各部屋の使用に当たっては、受益者負担の適正化の観点から、令和8年9月1日以後の使用分より使用料を徴収させていただきます。なお、受益者負担で設定する使用料の額は、「施設」の維持管理及び人件費等に係る費用から適正価格を算出し、他の施設や他自治体の公民館使用料と均衡を図って決定した最低限の額となっています。このため、公民館の各部屋に設置されている備品、特殊な設備等は使用料には含まれていませんので、御承知おきください（設置されている備品等はあくまで無料のサービスという扱いとなります。）。

【各部屋の定員及び1時間当たりの使用料】

施設	部屋	定員	使用料 (1時間当たり)
公民館本館	学習室 A	20人	100円
	学習室 B	40人	200円
	集会室	30人	200円
貫井南分館	学習室 A	35人	200円
	学習室 B	35人	200円
	学習室 C	30人	200円
	視聴覚室	20人	200円
	集会室 A	30人	100円
	集会室 B	25人	100円
東分館	学習室 A	30人	200円
	学習室 B	30人	100円
	家事実習室	30人	200円
	生活室	20人	100円
	視聴覚室	20人	100円
東町集会所 (公民館管理)	集会室 A	30人	200円

東町集会所 (公民館管理)	集会室 B	30人	100円
	和室 1	60人	300円
緑分館	学習室 A	25人	200円
	学習室 B	20人	200円
緑分館	学習室 C	25人	200円
	家事実習室	50人	300円
	生活室	15人	100円
	レクリエーション室	110人	600円
	研修室 A	20人 (宿泊の場合は10人)	100円
	研修室 B	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	研修室 C	10人 (宿泊の場合は5人)	100円
	視聴覚室	45人	400円
	集会室 A	25人	100円
	集会室 B	25人	100円
貫井北分館	学習室 A	30人	200円
	学習室 B	27人	200円
	学習室 C	8人	100円
	学習室 D	15人	200円
	生活室 A	8人	100円
	生活室 B	16人	200円
	ITルーム A	8人	100円
	ITルーム B	8人	100円
	創作室	24人	200円
	北町ホール	70人	500円
スタジオ	5人	100円	

※ 緑分館研修室を宿泊で利用する場合は、「14 公民館緑分館への宿泊について (P16)」を参考のこと。

6 公民館使用登録団体の使用料減額免除等について

「教育を受ける権利」は、日本国憲法で保障された国民の権利であり、「義務教育は無償」であることが憲法に定められています。公民館は、社会教育の振興・奨励を目的とした公共施設ですが、教育の趣旨を踏まえ、市が公民館で実施する社会教育事業（各種講座等）については無料(原材料費等の実費負担を除く。)で受講することができます。また、各部屋の使用についても、公民館使用登録団体が社会教育に関する事業、活動等を行う場合には、同様に以下のとおり使用料について無料又は減額とします。

【使用料が無料となる場合】

市と同様に、公民館の各部屋を使用して社会教育に関する事業を計画的に行い、地域課題の解決や市民の人生を豊かにすることに広く貢献する場合

- ★ 市、教育委員会、社会福祉協議会、国、都などの公的機関が、公共目的で使用する場合
- ★ 障がい者、介護者及びその支援者で構成される団体に登録している団体が福祉目的の活動を行う場合（活動内容や構成員の状況等が確認できる書類等の提出が必要です。）
- ★ 小金井市社会教育関係団体に登録されている団体及びその下部に属する団体に登録している団体が小金井市社会教育関係団体登録要綱第2条に基づき事業を行う場合（生涯学習課で認定を受けた「社会教育関係団体登録通知書」の写し、下部団体については上部団体との関係が確認できる組織図もしくは上部団体代表者による確認書（任意）等の提出が必要です。）
- ★ 小金井市福祉団体補助要綱第2条第2項に規定されている団体及びその下部に属する団体に登録している団体が社会福祉の向上を図る活動を行う場合（下部団体については上部団体との関係が確認できる組織図もしくは上部団体代表者による確認書（任意）の提出が必要です。）
- ★ 代表者及び連絡者が18歳以下であり、かつ、構成員が主に18歳以下の団体に登録している団体が自主的に多様な学びの活動を行う場合（講師や19歳以上の者等が実質的に統括して活動している団体はこれに該当しません。活動内容や構成員の状況等が確認できる書類等の提出が必要です。）

【使用料が減額となる場合】

公民館の各部屋において、サークル活動などの社会教育に関係する活動を行い、仲間同士の交流を深めたり、地域課題の解決について検討したりする場合

- ★ 公民館使用登録団体が、小金井市公民館使用団体登録要綱第2条に基づく活動を行う場合は2分の1へ減額（登録・更新の際に減額申請がなされたものとみなします。）
- ★ 小金井市教育委員会協賛又は推薦承認団体で、公民館使用団体に登録をしている団体がイベント等を実施する場合は2分の1へ減額

【使用料が免除となる場合】

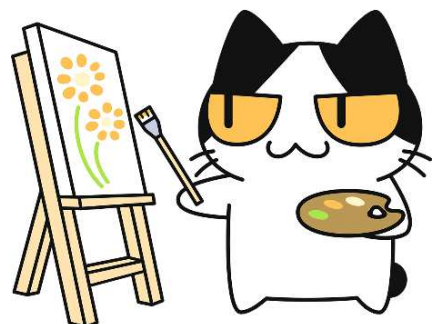
- ★ 小金井市教育委員会の後援を受ける団体で、公民館使用団体に登録をしている団体がイベント等を実施する場合
- ★ 市や教育委員会等公的機関と協働する団体で、公民館使用団体に登録をしている団体が事業を実施する場合（協働している担当課の証明資料等の提出が必要です。）

【上記に該当しない団体等】

上記に該当しない団体で、教育委員会が特に必要と認めた場合は、減額又は免除となる場合がありますので、公民館に御相談ください。

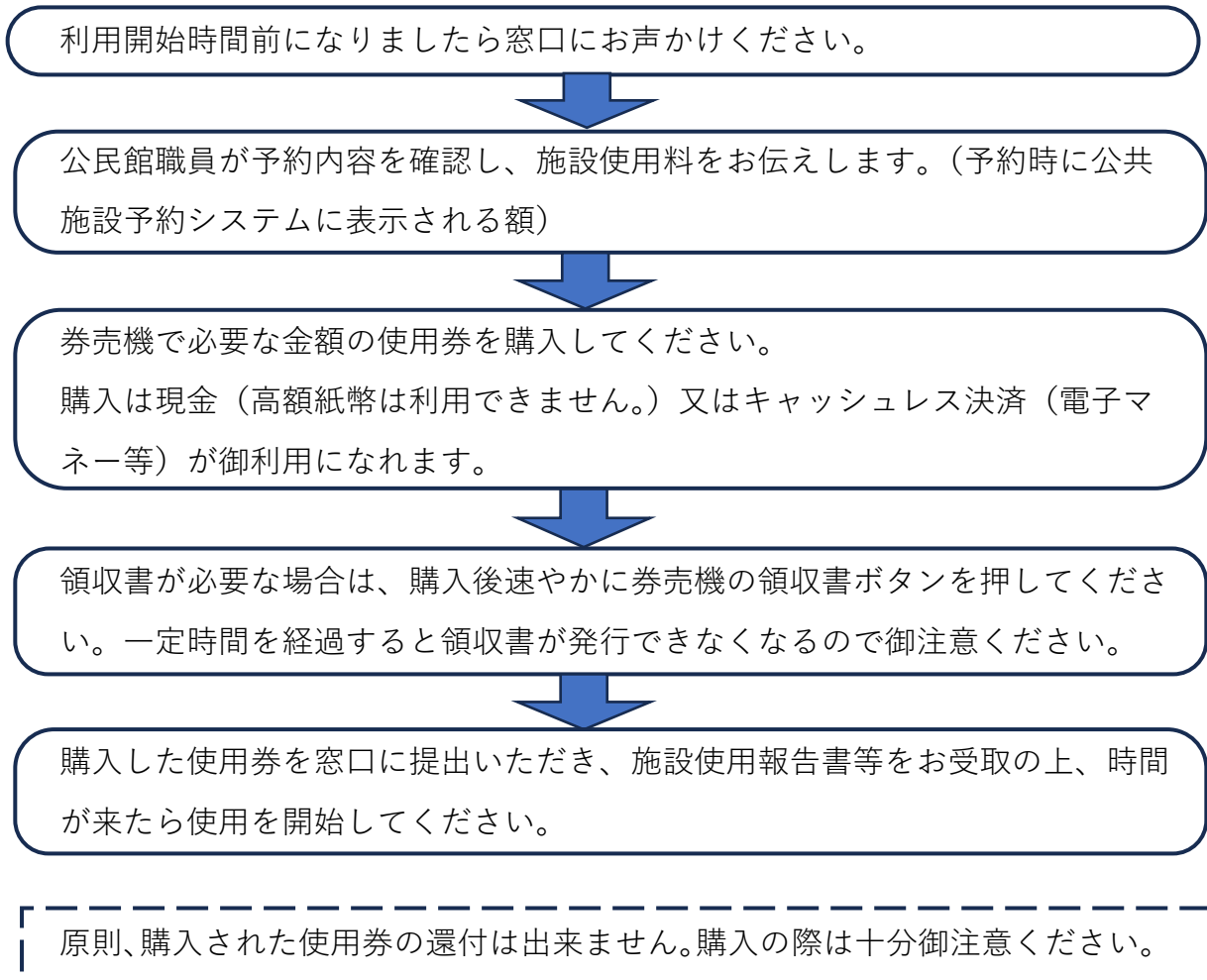
【使用料を全額お支払いいただく場合】

公民館使用登録団体ではない団体（使用者が市内在住者等に限る。）が公民館各部屋を臨時的に使用する場合又は目的外で使用する場合



7 施設使用料の支払方法について

各部屋の施設使用料の支払は、公民館各館に設置されている券売機を御利用ください。



8 公民館各部屋使用のルール及び注意事項について

公民館の各部屋を使用される場合は、以下のルール及び注意事項を守って互いに気持ちよく、有効に御活用ください。

- ★ 各部屋は必ず使用定員の範囲内で使用してください。なお、特別な事情が無い限り一人での使用はできません。
- ★ 利用時間は必ず守ってください。なお、次に利用する方がいらっしゃるので利用終了時間は厳守し、終了時間までに必ず窓口を終了報告をしてください。
- ★ 公民館使用登録団体名で予約を行い、他の登録団体、個人又は非登録団体が使用することはできません。そのようなことが発覚した場合は、すぐに使用を中止していただきます。

- ★ 営利のみを目的とした各部屋の使用はできません。
- ★ 内容が「教育」や「学び」であったとしても、参加者、受講者等から実費負担を大きく超える金銭を徴収し、生業として利益を得るなどの事業での使用はできません。
- ★ 民間企業等による求人説明会、商品の展示会・説明会など、金銭を伴わないものであっても、専ら特定の団体の利益となるような活動での使用はできません。
- ★ 政党、政治団体等による、団体構成員のみを集めた会合、構成員の勧誘、政治資金パーティー等の政党の利害に繋がる活動での使用はできません（市民等を対象とした一般的な政治教養の向上に繋がる勉強会の開催等は可）。
- ★ 宗教団体等による布教、勧誘活動等を目的とした使用はできません（宗教を起源とする活動であっても、伝統文化、クリスマス会などの社会的行事での使用は可）。
- ★ 防音設備のない部屋での楽器演奏、歌唱等は、音を抑えるなどの配慮をお願いします。
- ★ 家事実習室等以外での火気の使用はできません。
- ★ 食事及び飲酒を目的とした使用はできません。
- ★ 活動中にやむを得ず食事を摂る場合は軽食程度に留め、退室の際は清掃を行い、ごみは必ず持ち帰ってください。
- ★ 各部屋の床、壁等にテープ等粘着物を貼り付けないでください。
- ★ 退室の際は備品、パーテーション等の付帯設備を必ず元の位置に戻してください。
- ★ 備品等に不具合が発生した場合は、速やかに使用を中断し、必ず公民館職員に申し出てください。
- ★ 使用により部屋を汚した場合は、予約時間内に使用した団体で清掃を行ってください。
- ★ 15歳以下（中学生以下）の者のみで使用する場合は、使用の都度、連絡者（監督責任者）直筆の承諾書を窓口に提出してください。なお、小学生が含まれる場合は、保護者直筆の承諾書も提出してください。
- ★ 小学生以下の児童のみでの使用はできません。必ず連絡者（監督責任者）が同席してください。
- ★ 午後6時以降は、15歳以下の者のみでの使用はできません。必ず連絡者（監督責任者）が同席してください。なお、小学生以下の児童には必ず保護者が同席してください。
- ★ ごみ箱はありませんので、ごみは必ず持ち帰ってください。

9 公民館ロビーの利用について

ロビーは、どなたでも自由に使える共有スペースです。利用の際は他の利用者の迷惑にならないよう下記の注意事項を守って利用してください。

- ★ 大きな声で話したり、大きな音を出すような行為はお控えください。
- ★ 限られたスペースのため、譲り合って御利用ください。
- ★ 荷物などで場所取りすることは禁止です。
- ★ 走ったり騒いだりなど、周りに迷惑がかかるような行為は禁止です。
- ★ サークル活動などでの占有使用はお控えください。
- ★ 飲食は軽食程度に留め、飲食の際は周りの利用者へ特段の配慮をお願いします。
- ★ 周りに臭いが拡散するような行為等はお控えください。
- ★ 施設のコンセントを使用しての機器の充電等は禁止です。
- ★ 使用場所を汚した場合は清掃を行ってください。
- ★ ごみ箱はありませんので、ごみは必ず持ち帰ってください。
- ★ 暑い日には熱中症予防のための「涼み処」としても御利用ください。

10 印刷機の利用について

公民館の印刷機は、社会教育活動の振興のために設置された公共備品です。御利用の際は丁寧に扱っていただき、次の事項をお守りください。なお、利用方法が分からない場合は職員にお尋ねください。

【利用できる方】

公民館使用登録団体の方のみ御利用いただけます。サークルの会報、学習資料の印刷等に御利用ください（営利を目的とした資料の印刷は厳禁とします。）。

【利用方法】

- ① 御利用になられる際は事務室にお声がけください。印刷機利用簿と利用カードをお渡しします。
- ② マスターカウント値とトータルカウント値を公民館職員と共に確認し、印刷を開始してください。
- ③ 印刷が終わりましたら、印刷機利用簿に団体名、印刷物の内容、カウンター値を記入し、公民館職員にお声かけください。

- ④ 公民館職員と共に印刷終了時のマスターカウント値とトータルカウント値を確認してください。

【利用料金の支払】

公民館職員が利用料金をお伝えしますので、券売機で必要な金額の利用券を購入し、公民館職員に提出してください。

★ 印刷原紙(マスター)1枚につき 80円(1,000枚まで印刷できます)

※ 1,000枚を超えると更に80円お支払いいただきます。

原則、購入された利用券の還付は出来ません。購入の際は十分御注意ください。

11 公民館の公衆無線LANについて

公民館では、ロビーを中心に無料で小金井市公民館公衆無線LAN(以下「公民館フリーWiFi」という。)を開放しています。

【利用時間】

★ 1人1回1時間(1日2回まで)利用可能です。

【利用方法】

★ 初回登録の際、指定のSSIDにアクセスし、案内に沿って登録してください(メール、SNS等による本人確認が必要となります)。

【災害時開放】

★ 公民館フリーWiFiは小金井市防災公衆無線LANの平時利用として運用しており、災害時には情報発信拠点の一つとして被災者の皆さんに開放します。



12 公民館緑分館テニスコートについて

緑分館テニスコートは、隣接する浴恩館公園内に設置されている施設です。

【施設概要】

- ★ コートは1面で、クレーコートのため、天候やコンディションによっては利用できないことがあります。

【使用について】

- ★ 使用には公民館使用団体登録が必要です。
- ★ 使用時間は4月から11月までは午前9時から午後5時まで、12月から3月までは午前9時から午後3時までです。
- ★ 一月の使用は、3回（6時間）を限度とします。
- ★ 予約は2時間単位です。
- ★ 15歳以下（中学生以下）の者のみで使用する場合は、使用の都度、連絡者（監督責任者）直筆の承諾書を窓口に提出してください。なお、小学生は、保護者の同伴が必要です。

【施設使用料】

- ★ 無料

13 公民館緑分館野外調理場について

野外調理場は、浴恩館公園内に設置しており、野外調理実習を通じ、青少年健全育成を目的とする場合のみ利用できます。この野外調理場については、社会教育の一環として公民館本館が管理・運営しています。

【野外調理場設置の目的】

- ★ 野外調理活動の楽しさを味わうとともに、火の起こし方、道具の扱い方など野外調理の初歩的な技能を習得し生活力を育む。
- ★ 使用者は、協力して野外調理活動を行うことで自分の役割を理解し、同時に他人を理解することで、協力することの大切さを学ぶ。

- ★ 野外調理を通じ創造力を育むとともに、食及び食材への感謝の気持ちを育み、物の大切さを学ぶ。
- ★ 自然環境の中で、火の扱い、薪やごみの後片付け等について考え、環境保全に対する意識を育むとともに、次に使用する人への配慮等について学ぶ。

【設備概要】

- ★ かまど3区画、調理台、水道設備（屋外流し台）等
- ※ 野外調理場以外は浴恩館公園のため、占有使用は出来ません。

【使用可能日】

- ★ 毎月第2・第4土曜日の午前10時から午後4時まで。ただし、公民館緑分館の宿泊事業の一環で行う場合は、当該土曜日の午前10時から午後4時（6月から9月までの間は午後7時）まで及び翌日曜日の午前10時から午後2時まで。
- ★ 使用できない日
年末年始（12月29日から1月3日まで）、市主催事業等により使用できない場合、その他公民館が使用できないと判断した場合

【使用について】

- ★ 使用することができる団体・活動
公民館使用登録団体のうち、青少年教育又は健全育成事業に関する活動を行う団体で、公民館が開催する指導者説明会に参加した者（以下「受講修了者」という。）が所属する団体
なお、野外調理場の使用時には必ず受講修了者が参加し、その活動を管理監督する必要があります。また、団体に属する者であっても、個人的な使用や親睦目的での使用はできません。
- ★ 使用できる活動事例
飯ごう炊爨、汁物・煮物調理、防災食調理等
- ★ 使用不可の行為及び活動事例
バーベキュー（肉や魚介類等の食材を鉄板・網等で焼く行為）、かまどの火で食材を直接焼く行為、野外調理場たたき内での食事行為、飲酒を伴う活動、町会・自治会・各種団体等の懇親会、餅つき大会等

★ 申込みは、使用する日の属する月の3か月前の10日から、使用する日の14日前までに公民館本館窓口（受付時間：平日午前9時から午後5時まで。）で先着順に受け付けます。窓口で申請書に記入いただき、お申込みください。

【施設使用料】

★ 無料

14 公民館緑分館への宿泊について

野外調理場と同様に、青少年健全育成の観点から、公民館緑分館では自主性や社会性を養うことを目的に、宿泊研修を行うことができます。

【使用条件】

★ 社会教育を目的として活動する団体であって、宿泊する方の4分の3以上が市内在住者であり、かつ、5人以上であること（同一世帯の家族は人数に含めない）。

【宿泊可能人数】

★ 最大20人

【施設使用料】

★ 無料（ただし、寝具等の貸出等はありませんので、各自御用意ください。）

【申込日】

★ 宿泊する日の属する月の4か月前の10日から使用する日の14日前までに公民館本館窓口（受付時間：平日午前9時から午後5時まで。）で先着順に受け付けます。窓口で申請書に記入いただき、お申込みください。

15 その他の設備等について

公民館には、その他サークル用ロッカー、陶芸窯、貸出用備品等、各館独自の設備等が設置されています。詳細は、設置されている各館にお問合せ下さい。

16 公民館と集会施設の違いについて

「公民館」と「集会施設」は、どちらも部屋の貸出しを行っている公共施設ですが、その根拠となる法令や設置の目的が異なります。

公民館は「学び（教育）」の場であり、集会施設は「交流（親睦）」の場です。

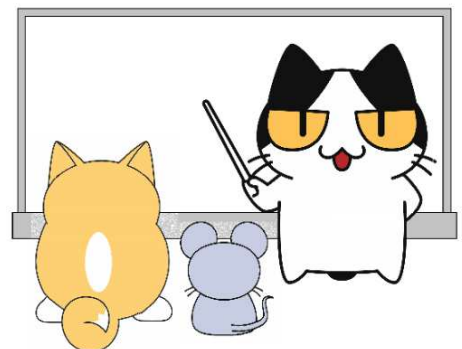
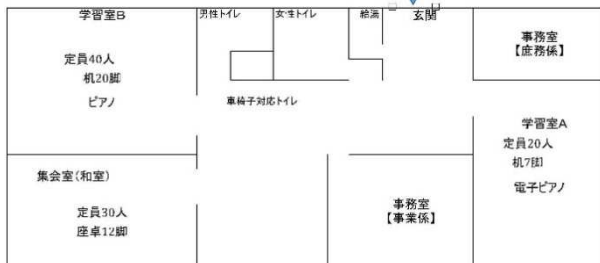
	公民館	集会施設
根拠法令	社会教育法	地方自治法
目的	<p>実際生活に則する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の推進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する。</p>	<p>市民相互の親睦と福祉の増進に寄与する。</p>
主な役割	<p>学習、教育支援、サークル活動の実践・支援など</p>	<p>地域交流、会合、自由な市民活動、多目的利用など</p>

17 小金井市公民館施設の概要について

公民館本館

所在地：小金井市本町 2-15-11

電話：042-383-1184

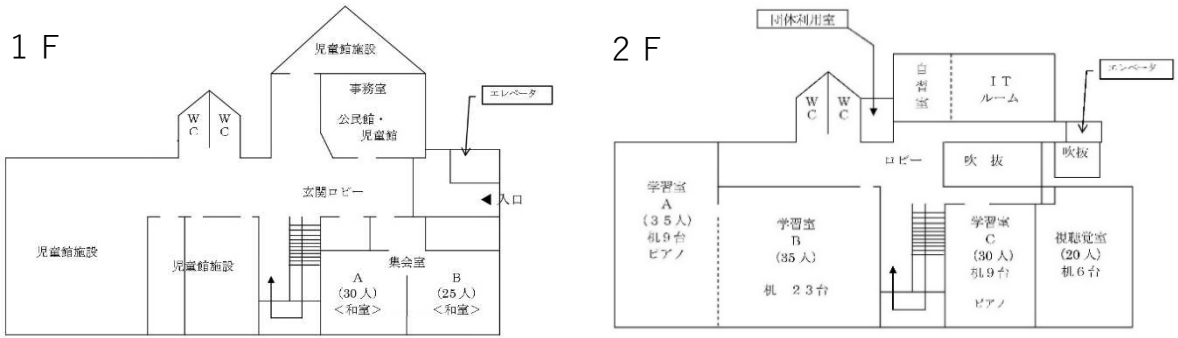


公民館貫井南分館（小金井市貫井南センター内）

所在地：小金井市貫井南町4-3-23

電話：042-383-1168

併設：貫井南児童館

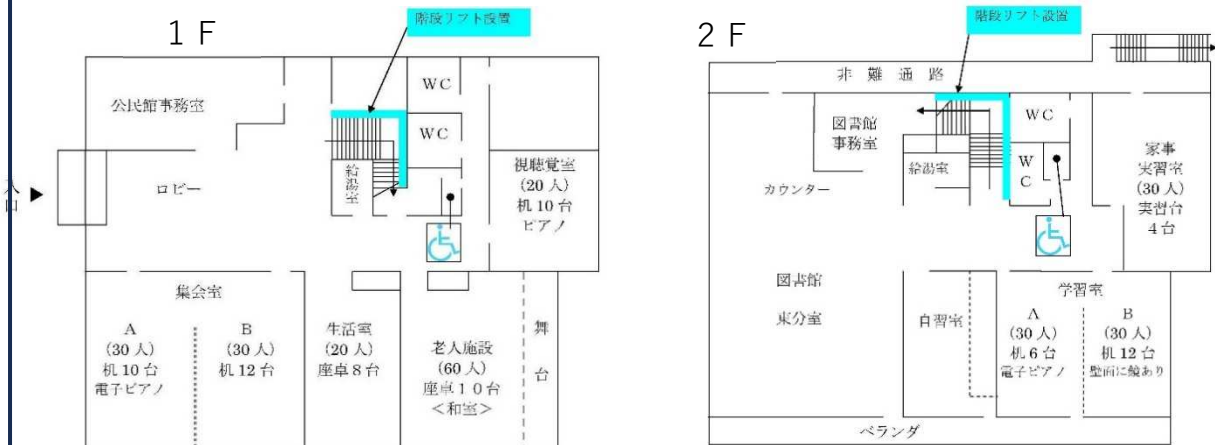


公民館東分館（小金井市東センター内）

所在地：小金井市東町1-39-1

電話：042-384-4422

併設：図書館東分室、東町集会所



公民館緑分館（小金井市緑センター内）

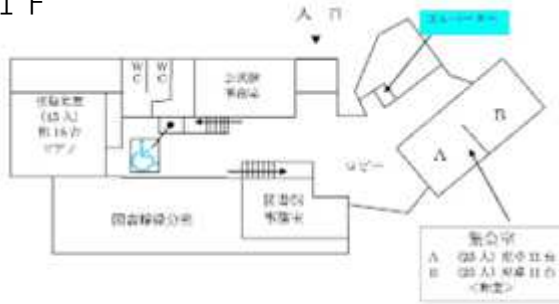
所在地：小金井市緑町3-3-23

電話：042-387-7301

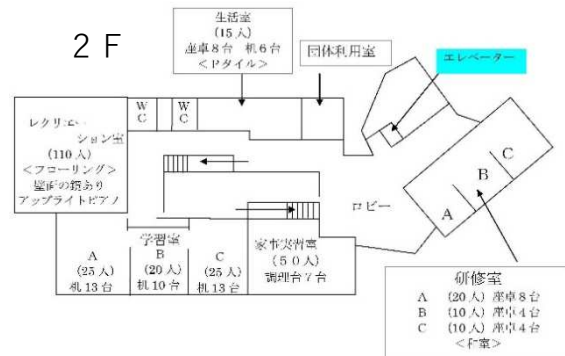
付帯機能：テニスコート、野外調理場、宿泊（野外調理場・宿泊の詳細は公民館本館まで）

併設：図書館緑分室

1 F



2 F



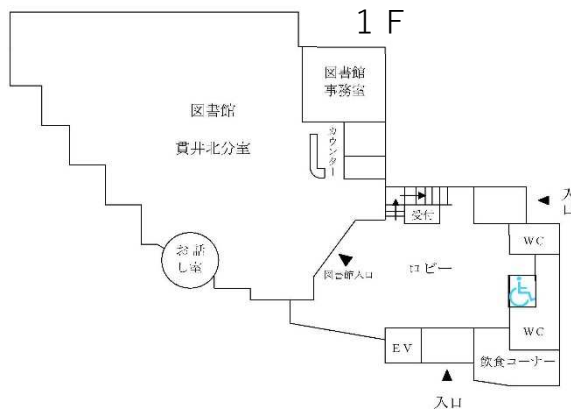
公民館貫井北分館（小金井市貫井北センター内）

所在地：小金井市貫井北町1-11-12

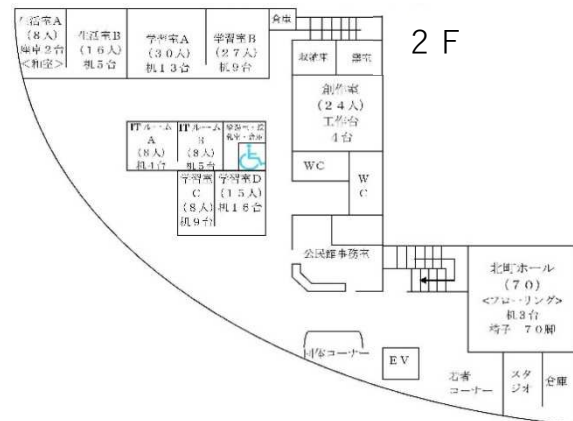
電話：042-385-3401

併設：図書館貫井北分室

1 F



2 F



開館時間

午前9時から午後10時まで

休館日

毎月第1・第3火曜日

12月29日から1月3日まで

各部屋の利用時間

午前9時から午後10時まで1時間単位

※ 利用時間には、会場の準備・後片付けを含みます。

※ スタジオ、付帯施設は利用時間が変わります。

18 公民館使用団体登録及び更新セルフチェック

下記の項目を確認いただき、□に1つでもチェックが入らない項目がある場合、減免の対象外となる可能性があります。

【活動の目的と内容（公益性・地域性の確認）】

- 特定の個人（講師等）の営利となる事業（実質的な学習塾、語学教室、スポーツ・文化系の習い事教室など）ではない。
- 講師が主体となって生徒を集め、講師の収入源（生業）とするために開催している活動ではない。
- 単なる特定メンバーでの趣味、娯楽、親睦又は飲食（新年会など）のみを目的とした活動ではない。
- 地域課題及び社会課題の解決、あるいは地域の社会教育（家庭教育、青少年育成、防災、まちづくり等）に貢献する活動である。

【会費、月謝等（非営利性の確認）】

- 参加者から月謝、授業料又は高額な参加費を徴収していない。
- 徴収している会費は、会場の備品代又は資料代、外部講師を呼ぶ際の適正な実費交通費など、活動を維持するための「必要最小限の実費」のみである。

【活動の開放性と包摂性（社会的包摂・市民参画の確認）】

- 活動は地域に開かれており、新規の市民の参加や見学を不当に拒んでいない（閉鎖的なサークルになっていない。）。
- 新規参加者等について、面接、試験又はオーディション等により選抜をしていない。
- 同種の活動、同一目的の複数団体登録による不当な部屋の確保など、他の利用を妨げる行為を行っていない。